

○亀山市下水道使用料等検討委員会要綱

平成17年1月11日

(設置)

第1条 公共下水道事業及び農業集落排水事業(以下「下水道」という。)の使用料及び受益者負担金・分担金を算定するに当たり、広く市民の声を参考とするため、亀山市下水道使用料等検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 下水道の使用料に関すること。
- (2) 下水道の受益者負担金・分担金に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、公共的団体等及び市職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、下水道課において処理する。

(平18. 3. 31・平25. 3. 29・平30. 3. 30・一部改正)

附 則

(施行期日等)

1 [この要綱](#)は、平成17年1月11日から施行する。

2 [この要綱](#)施行後最初に行われる委員会は、[第5条第1項](#)の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則(平成18年3月31日)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。